



島根県報

平成24年11月9日（金）

第2,443号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
換地処分	（農村整備課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
島根海区における区画漁業の免許	（水産課）	2

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催	（森林整備課）	3
公共測量の実施	（用地対策課）	3

告 示**島根県告示第621号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ふる里	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ふるさと	出雲市天神町558-1	平成24年11月1日

島根県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、3条資格者施行代表者から養老谷地区における換地処分を平成24年10月25日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第623号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1127-30、イ1184-3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第624号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、島根海区に係る海面における区画漁業を平成24年11月1日付けで次のとおり免許したので、告示する。

平成24年11月9日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 漁場計画の公示の際の公示番号、免許番号並びに漁業権者の住所及び氏名（名称）

公示番号 免許番号	住 所	氏 名
区第30号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね
区第31号	島根県松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成24年7月20日付け島根県告示第441号のとおり

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成24年11月9日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成24年12月6日	午前10時～午後5時	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講習時間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締切りは、平成24年11月28日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金等として、1,600円徴収する。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成24年11月9日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 作業種類

基準点測量 水準測量

2 作業期間

平成24年11月1日から平成25年1月15日まで

3 作業地域

江津市